

趣旨

- 今後、中小事業者も含め、HACCPの普及を一層促進する必要があるが、これまで、
 - ・ HACCPの実施そのものよりも、総合衛生管理製造過程の承認等の認証を取得することが目的化してしまったこと
 - ・ HACCPは、認証を求める一部の事業者のみが実施するものと認識されてしまったこと等のため、食品産業全体への普及が進んでいないとの指摘があることを踏まえる必要がある。
- 一方、食品等事業者のニーズとして、以下のようなもの等がある。
 - ・ 取引先等から衛生管理の実施状況について証明を求められる場合があること、
 - ・ HACCPの手順にそって段階毎に何をすべきかをわかりやすく示して欲しい 等
- このため、中小事業者も含めて、食品産業全体でHACCPの普及を進めるため、コーデックスが示すHACCPに取り組む事業者（「HACCPチャレンジ事業者（仮称）」）がメリットを感じられるような仕組みとして、認証によらず、事業者による自主点検の実施・公表及び行政による検証を基本とする仕組みを検討する。
- これにより、事業者の主体的な取組みの動機付けとなるだけでなく、都道府県等による効果的な助言・指導の実施につながることを期待される。

支援方策の骨子

(1)コーデックスの示すHACCPに取り組む事業者のアピールを支援

事業者の求めに応じて、条例に基づきHACCPによる衛生管理に取り組む事業者の名称や取組状況等を公表し、行政としても、流通・販売業界等の関係業界に周知する。

(2)事業者が活用できる、HACCPの取組状況の説明ツールの整備

条例に基づくHACCPによる衛生管理に関する監視指導結果について、事業者が自らのHACCPの取組状況を関係事業者に説明できるよう、説明ツールを整備する。

(3)輸出に取り組む事業者のための英語版ツールの整備

輸出に取り組む事業者が、自らのHACCPの取組状況を海外の事業者に対しても説明できるよう、(2)のツールの英語版も整備する。

具体的な仕組みのイメージ①

(1) コーデックスの示すHACCPに取り組む事業者

- ① 厚生労働省において、事業者が記入するHACCP導入に関する「**HACCP自主点検票**」(コーデックスが示す**HACCP7原則12手順の実施状況をチェックするもの**)を作成する。
 - ② 厚生労働省及び都道府県等のホームページに「HACCP自主点検票」を掲載するほか、各種説明会等の機会に事業者に対して配布・周知する。
 - ③ 事業者は、「HACCP自主点検票」を記入し、**都道府県等に提出**する。(任意)
 - ④ 都道府県等は提出があった「HACCP自主点検票」について、事業者名や取組状況等を取りまとめて、「**HACCPチャレンジ事業者**」(仮称)として公表するとともに、厚生労働省にも報告する。公表の際に、**自治体HACCP認証、輸出HACCP認証、民間認証の取得の有無も分かるようにする**。
- ※ 公表にあたっては、公表事業者に違反がないということまで担保するものではない旨を付記する。
- ⑤ 厚生労働省においても、**全国分を取りまとめて公表**する(各都道府県等のHPへのリンクをまとめる)。
 - ⑥ 厚生労働省から、**流通・販売業界等の業界団体に対しても情報提供**する。

〈イメージ〉 【〇〇県ホームページ】

HACCPに取り組む事業者(「自主点検票」の提出があった事業者)の名称の公表について

業者名	業種	HACCP自主点検票の提出	自治体HACCP	輸出HACCP	民間認証
〇〇食品	食肉製品製造業	○			
△△水産	魚肉練り製品製造業	○	○	○	○
□□乳業	牛乳製造業	○	○		○

具体的な仕組みのイメージ②

(2) 事業者が活用できる、HACCPの取組状況の説明ツールの整備

- ① 都道府県等が、条例に基づきHACCPによる衛生管理に関する監視指導を行う際に活用できるよう、厚生労働省において、「HACCP監視指導票」(コーデックスが示すHACCP7原則12手順の実施状況をチェックするもの)を作成する。
- ② 事業者が自らのHACCP取組状況を関係事業者に説明したい場合には、事業者は、都道府県等に対して、自らの監視指導結果について提供を求める。
- ③ 事業者からの求めがあれば、都道府県等は、当該事業者にかかるHACCP取組状況を記載した文書として「HACCP監視指導票」を提供する。
- ④ 事業者は、必要に応じて、関係事業者への説明に「HACCP監視指導票」を活用する。

(3) 輸出に取り組む事業者のための英語版ツールの整備

- ① 輸出に取り組む事業者においても、自らのHACCPの取組状況を海外の事業者に対しても説明できるよう、厚生労働省において、英語版の「HACCP監視指導票」を作成する。
- ② 事業者からの求めがあれば、都道府県等は、(2)と同様、当該事業者にかかるHACCP取組状況を記載した文書として「HACCP監視指導票」(英語版)を提供する。
- ③ 事業者は、必要に応じて、関係事業者への説明に「HACCP監視指導票」(英語版)を活用する。

実施時期

現在、都道府県等において、平成27年3月末までに関係条例の改正を行うよう手続等を進めていることから、条例改正の状況も踏まえつつ、平成27年4月以降、「HACCPチャレンジ事業者」(仮称)の支援を順次開始することを目指してはどうか。